平成２５年（再イ）第８７号
埼玉県川越市岸町１丁目17番地39
再生債務者　並木　　誠
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年４月７日まで
平成26年３月６日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第８９号
埼玉県所沢市上新井４丁目16番地の３
再生債務者　鈴木　康浩
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年４月７日まで
平成26年３月５日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第９８号
神戸市中央区浜辺通３丁目１番７―401号
再生債務者　永井のり子
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月26日まで
平成26年３月５日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第１０８号
神戸市垂水区霞ヶ丘７丁目３番６号
再生債務者　那須　一夫
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月26日まで
平成26年３月５日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第１０９号
神戸市垂水区狩口台２丁目21番507号
再生債務者　尾高　潤一
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月26日まで
平成26年３月５日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第６号
熊本県人吉市赤池水無町725番地
再生債務者　赤池　洋司
1　決議に付する再生計画案　平成26年２月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年４月３日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年４月３日まで
平成26年３月６日　熊本地方裁判所人吉支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第３号
千葉県船橋市海神５丁目６番２号　ビラ・ネプチューンＢ―104号
再生債務者　熊谷　浩二
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月24日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月７日から平成26年４月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再ロ）第１号
さいたま市桜区山久保２丁目16番１号308
再生債務者　松田　敏弘
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月９日から平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再ロ）第２号
千葉県鎌ケ谷市東中沢４丁目７番34号
再生債務者　八町　安信
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月２日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月９日から平成26年４月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（再ロ）第１号
秋田県大仙市大曲中通町８―16　シオンとやだて２階
再生債務者　笹山　　一
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月３日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月17日から平成26年５月１日まで
秋田地方裁判所大曲支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第３号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜24番地の３　ＮＥＸＴＡＧＥ　ＳＯＬＥＩＬ403
再生債務者　長沢　洋範
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月２日まで
平成26年３月５日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１７号
堺市中区土塔町3252番地１
再生債務者　長谷川　淳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月５日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成26年３月14日　　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
(1)　種類及び授与番号
ア　小学校教諭一種免許状
平15小一第174号
イ　中学校教諭一種免許状　社会
平15中一第889号
ウ　高等学校教諭一種免許状　地理歴史
平15高一第1312号
エ　高等学校教諭一種免許状　公民
平15高一第1313号
オ　幼稚園教諭二種免許状
平15幼二第321号
(2)　授与年月日及び授与権者
平成16年３月31日　宮城県教育委員会
(3)　本籍地　宮城県
2　失効年月日　平成26年２月13日
3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　失効の対象となった者の氏名　山本　典正

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成26年３月14日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科・領域）及び番号
(1)　高等学校教諭専修免許状（数学）
平20高専第65号
(2)　中学校教諭専修免許状（数学）
平20中専第43号
2　授与年月日及び授与権者
(1)　平成21年２月１日　千葉県教育委員会
(2)　平成21年２月１日　千葉県教育委員会
3　氏名及び本籍地
渡辺　竜彦　千葉県
4　失効年月日
平成25年12月18日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
なお、この合併につきましては平成二十六年三月三日北海道知事の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年三月十四日
北海道釧路市芦野１丁目二七番１号
（甲）社会医療法人孝仁会
理事長　齋藤　孝次
札幌市西区西野四条１丁目１番三〇号
（乙）社会医療法人社団碩心会
理事長　大野　猛三